

郡山市市政きらめき出前講座実施要綱

平成9年10月3日制定

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

[教育総務部生涯学習課]

(目的)

第1条 この要綱は、市民などが構成する団体（以下「団体」という。）からの要請に基づき、団体が主催する集会・学習会等（以下「集会等」という。）に市職員を講師として派遣し、職員の専門知識を生かした郡山市市政きらめき出前講座（以下「講座」という。）を行い、市民が市政に関する理解を深め、市民参加による市政の円滑な運営に寄与するとともに、生涯学習情報提供の一つとして位置づけ、市民の学習機会の拡充を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 講座を受講できる者は、市内に在住、在勤又は在学する概ね10人以上で構成される団体とする。

(講座の内容)

第3条 講座の内容は、別に定める。

(講座の開催方法)

第4条 講座は「いつでも」、市内の「どこでも」開催できるものとし、1講座あたり2時間以内とする。会場については、集会等を主催する団体等が手配する。

(受講申し込み)

第5条 講座を受講しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、受講しようとする日の概ね14日前までに、講座受講申し込み書（第1号様式）により申し込みする。

(決定等)

第6条 前条の申し込みがあったときは、講座を担当する課等（以下「講座担当課」という。）の長は開催について調整を行い可否を決定する。

2 前項の可否の決定を行ったときは、講座受講承認通知書（第2号様式）により代表者に通知する。

(受講の制限)

第7条 市長は、集会等が次の各号のいずれかに該当するときは、講座の申し込みを承認しない。

- (1) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) 市政きらめき出前講座の目的に反すると認められるとき。

(変更等の届け出)

第8条 第6条の規定により講座受講の決定を受けた代表者は、講座の内容、開催日時、開催場所その他申請事項を変更しようとするとき又は講座を中止しようとするときは、速やかに届ける。

(講師料)

第9条 講座の講師料は、無料とする。

(所管)

第10条 講座に関する総括及び受付事務は教育総務部生涯学習課が行い、講師派遣に関する事務はそれぞれ

の講座担当課が行う。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

市政きらめき出前講座受講申込書

年 月 日

郡山市長

住所
申請人 団体名
代表者名
電話番号 ー

希望講座名			講座No.	
日時	第1希望	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
	第2希望	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
会場	会場名		電話	ー
	住所			
参加者数	名			
打合せ担当者	氏名		電話	ー
備考				

市政きらめき出前講座を次のとおり受講したいので、申し込みます。

※ 必要事項は必ず記入してください。

整理 No.	
備考	

※ 処理手順

【生涯学習課】 1 生涯学習課受付・整理No.付番 → 2 講座担当課調整・決定

【生涯学習課以外】 1 申込み取扱い → 2 生涯学習課受付・整理No.付番 → 3 講座担当課調整・決定

市政きらめき出前講座受講承認通知書

年 月 日

様

郡山市長

年 月 日付けで申し込みのありましたこのことについて、次のとおり承認します。

1	講座名		講座No.		
2	日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
3	会場	会場名		電話	—
		住所			
4	講座担当課				
5	講師職氏名				
年度 整理No.					
備考					